

鳥取縣公報

昭和二十三年八月十三日
第九百三十四號

金曜日

規則

◇鳥取縣規則第五十號

河川取締規則を次のように定める。

昭和二十三年八月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

河川取締規則

第一章 總 則

第一條 河川法を施行し又は準用する河川に關しては、法令に特別の定があるものを除く外、この規則（以下規則とは河川取締規則をいう。）による。

第二條 規則中、許可を受けた者とは河川法又は規則により許可を受けた者をいう。

第三條 願届書類はすべて所轄市町村及び土木出張所を経由しなければならない。

第二章 禁止及び制限

第四條 次に掲げる行為は、これを禁止する。

- 一、航路に投錨し若しくは濫りに引繩し又は航路狹隘の箇所舟筏を並航させること。
- 二、長五十米、幅四米以上の筏を流漕し又は舟筏若しくは木材の類を放流すること。
- 三、河川敷に搔上堤を設け、その他盛土をすること。
- 四、河川敷地若しくは堤防に土石塵芥、その他の物を投棄し又は堆積すること。
- 五、堤防に家畜を放牧し又は濫りに堤防若しくは護岸を昇降すること。
- 六、貨物陸揚場の設備がない堤防若しくは河川の工作物を船積若しくは陸揚に使用すること。
- 七、堤防、橋梁、若しくは河川の工作物又は量水標その他の標識に舟筏流木若しくは家畜を繋留すること。

八、河川の工作物を物揚場又は物置場を使用すること。
第五條 次に掲げる行爲をしようとする者は知事の許可を受けなければならない。

一、河川の工作物を渡航船通路に供すること。
二、河川の浸濼その他流水の方向若しくは深淺に影響を及ぼす行爲。

三、河川敷若しくは堤防から土石、砂礫その他の産物を採取すること。

第六條 筏、その他の流送物が目的地に到着したときは速やかにこれを陸揚しなければならない。但し、所轄土木出張所長の承認を受けたときは、この限りでない。

第七條 舟筏、その他の流送物が、河底に膠着し又は顛覆若しくは沈没したときは、直ちに所轄土木出張所に届け出て、速やかにこれを取り除かなければならない。

第八條 舟筏、その他の物を流漕し又はその他の行爲により河川の附屬物若しくは工作物を毀損したときは、所轄土木出張所に届け出てその指揮を受け速やかにこれを修理しなければならない。

第九條 許可を受け竹木、その他の雜草類を採取するときは根株を採掘し又は撰刈してはならない。

第三章 出願手續及び許可に伴う義務

第十條 河川法又は規則により許可を受けようとする者は、次の各號により願書を出さなければならない。

一、河川法第十七條、河川附近地制限令第四條及び規則第五條第二號の場合は第一號様式。

二、河川法第十八條及び規則第五條第一號の場合は第二號様式。

三、第五條第三號の場合は、第三號様式

四、第十七條の場合は第四號様式

五、第十八條及び第十九條の場合は第五號様式

二名以上共同出願の場合においては、代表者を定め、願書に附記しなければならない。

公共團體の出願の場合においてはその關係議会の決議書寫を添えなければならない。

第十一條 河川法第十七條、第十八條、又は規則第五條第三號の許可を受けた者は別に定める料金を納めなければならない。

ればならない。

前項の料金は、納額告知書により、その指定した期限内に納めなければならない。但し、占用者の都合により、占用を廃止し又は占用を取消したときは既納の料金はこれを還付しない。

第十二條 次の各号の一に該当する場合は、前條の料金を減免することがある。

一、河川法第二十條第二號乃至第六號により許可を取消し又はその効力を停止したとき。

二、直接公共の用に供するとき。

三、天災、その他不可抗力により、占用又は使用若しくは採取の目的を達することができないとき。

第十三條 河川法第十七條、河川附近地制限令第四條、規則第五條第二號若しくは第三號の許可を受けたときは、所轄土木出張所の指揮を受けなければならない。工事の施行若しくは目的物の採取を終了したときは、知事に届け出て検査を受けなければならない。

第十四條 河川法第十八條又は規則第五條第二號若しくは

は第三號の許可を受けたときは、その箇所に第六號雜形の標識を建設しなければならない。但し次の各號の一に該当する場合においては所轄土木出張所長の承認を受けたときはこの限りでない。

一、地形によりその箇所に建設することができなるとき。

二、期間が短いとき。

第十五條 第五條第三號の許可を受けた者がその目的物を採取するときは下付された證憑を携帯し当該官吏、又は吏員の要求があつたときは、これを示さなければならない。

第十六條 許可を受けた者の義務履行に關しては、共同出願者は連帶責任を負ふ。

第十七條 許可を受けた者が、占用若しくは使用の目的又は工事の計畫、設計を変更しようとするとき及び占用若しくは使用の期間を更新しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

第十八條 許可により得た權利義務を他人に移轉しよう

とするときは、知事の許可を受けなければならぬ。
 第十九條 許可を受けた者が死亡した場合、その相続人が権利義務を繼承しようとするときは一箇月以内に知事知事の許可を受けなければならぬ。

第二十條 許可を受けた者が死亡し又は行衛不明となつたときは、その相続人又は共同出願は十日以内にこれを届け出なければならぬ。

第二十一條 許可を受けた者が改氏名又は轉住したときは十日以内に届け出なければならぬ。

第二十二條 許可を受けた者が、占用又は使用若しくは採取等を廢止したときは、十日以内に届け出なければならぬ。

前項の場合において、必要があると認めるときは、原形に回復させることがある。

許可を受けた者が死亡し又は行衛不明となつた場合において第一項及び第二項の義務は、相続人においてこれを履行しなければならない。

第四章 罰 則

第二十三條 次の各號の一に該当する者は二千圓以下の過料を科する。

一、許可を受けず第五條又は第十七條の行爲をし若しくは詐欺の手段により許可を受けた者

二、第四條、第六條乃至第九條、第十三條乃至第十五條第二十一條第二十二條第一項及び第三項に違反した者。

附 則

第一條 この規則は、昭和二十三年四月一日からこれを適用する。

第二條 大正六年四月鳥取縣令第二十二號（河川取締規程）は、これを廢止する。

第三條 この規則施行前に許可したものは、この規則により許可したものとみなす。

第一號様式

一 工作物新築（改築、除却）願
 一 占用（使用）位置 何河川筋、何都市何町村
 大字何字何番地先

二、河川敷（水面、堤防）
 占用（使用）面積 長 米 平方
 米 米 米

三、施設（施行）目的 何々

四、着手 期日 何年何月何日

五、竣工（終了）期日 何年何月何日

六、占用（使用）料金 何程

七、占用（同）期間 自 年 月 日 至 年 月 日

右許可下さるよう平面圖、明細圖及び設計書を添へお願ひします。

年 月 日

住所

氏 名 印

鳥取縣知事 殿

備 考

一、河川附近地制限令第四條第二號又は第三號の内、木竹の栽植又は伐採の許可を受けようとするときは様式表目を「土地の掘鑿（盛土）又は木竹の栽植（伐採）願」と記載しなければならぬ。

第二號様式

占用（使用）願

二、第五條第二號の許可を受けようとするときは、様式表目を「河川の浚渫（埋立）願」と記載しなければならぬ。

三、河川附近地制限令第四條又は本規定第五條第二號の許可を受けようとするときは、様式附記第二號の面積、第六號の料金及び第七號の期間は記載を要しなす。

四、願書に添へる平面圖は見取圖（六千分の一以上）を添へなければならぬ。

五、様式附記第二號の面積を記載しなければならぬ願書に添へる平面圖にはその實測三斜間敷を記入しなければならぬ。

六、願書に添へる明細圖は工作物の新築、改築又は除却にあつては、その構造圖、土地の掘鑿は盛土若しくは河川の浚渫又は埋立にあつては、その箇所横斷圖面を添へなければならぬ。

一、占用(使用)位置 何河川筋
何那市何町村大字何字何番地先

二、河川敷(水面堤防) 長 米 平方米

三、目的 何々

四、料 金 何程

五、期 間 自 年 月 日 至 年 月 日

右許可下さるよう平面圖を添へお願ひします。

年 月 日

住所

氏 名 印

鳥取縣知事 殿

備考 第一號様式備考第四、第五に準ずる

第三號様式

河川産物採取願

一、採取場所 何河川 何那市何町村大字何字何番地先

二、土(石、砂、竹、木、雜草等) 何程

三、区 域 河川敷(堤防)長 米 平方米

四、目的 何々

五、料 金 何程

六、期 間 許可の日から何年何月何日まで

七、採取物の運搬の方法

右許可下さるよう平面圖を添へてお願ひします

年 月 日

住所

氏 名 印

鳥取縣知事 殿

備考

一、第一號様式備考第四、第五に準ずる

二、平面圖には目的物採取箇所とその附近にある河川附屬物及び工作物との距離を記載しなければならぬ。

三、土、砂、礫は一立方米を單位とし端数は切捨てる

四、石材は一立方米を單位とし端数は一位未満は切捨てる。

五、轉石は個数とする。

六、竹、柴、笹、よし、かや、雜草等は三尺繩ノを一束とする。

七、樹木は樹種、目通及び長を記載しなければならぬ。

第四号様式

占用(使用)の目的若しくは工事の計畫

(設計)変更又は占用(使用)の期間更新願

一、占用(使用)位置

何河川筋
何那市何町村大字何字何番地先

二、何々

三、何年何月何日鳥取縣何第何號許可

四、何々とあるを何々と変更(更新)

右許可下さるようお願ひします。

年 月 日

住所

氏 名 印

鳥取縣知事 殿

備考 工事計畫の変更願には、変更設計書及び圖書を添へなければならぬ。

第五号様式

何々移轉(承繼)願

一、占用(使用)位置

何河川筋
何那市何町村大字何字何番地先

二、何々

三、何年何月何日鳥取縣受何第何号許可

四、許可を受けた者の氏名

右許可下さるよう(承繼のときは戸籍抄本を添へ)お願ひします

年 月 日

住所

移轉人(相續人)氏名印

住所

被移轉人 氏 名 印

鳥取縣知事 殿

備考 承繼の場合には被移轉人の住所氏名は記入を要しなす。

第六號雜形

右	期間	自何年何月何日 至何年何月何日
左	住所	氏名
表 何年何月何日鳥取縣何第何號許可		

備考
標札は角九種以上長地上二二〇種以上根入六〇種以上とする。

◇鳥取縣規則第五十一號

昭和二十三年六月鳥取縣規則第三十五號鳥取縣薪炭配給統制規則施行細則の一部を次のように改正し、公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年八月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第十一條の次に「第十一條の二當分の間前條の指定配給機關は規則第二條但書の許可を受け普通薪を生産者から買受けこれを規則第四條のものと區別して知事の指定する区域において、知事又は市町村長の發給する配給券と

引換えに配給することができる。」を加える。

訓 令

◇鳥取縣訓令甲十六號

衛生部長

鳥取縣衛生研究所設置規程を次のように定める。

昭和二十三年八月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣衛生研究所設置規程

- 第一條 鳥取縣衛生研究所設置に關することはこの規定の定めるところによる
- 第二條 地方公衆衛生に寄與するため鳥取縣庁内に衛生研究所（以下研究所という）をおく
- 第三條 前條の目的を達成するため研究所において次の業務を行う
 - 一、細菌學的検査に關すること
 - 二、化學試験に關すること
 - 三、病理臨床試験検査に關すること

四、食品の衛生検査に關すること
 第四條 研究所の名称を鳥取縣衛生研究所とする
 第五條 研究所に次の職員をおく

所長	一人
庶務課長	一人
部長	四人
主事	若干人
技師	若干人
雇員	若干人
看護婦	若干人
囑託人	若干人
傭人	若干人

第六條 この規程施行に必要な事項は別にこれを定める。

附 則

この規程は昭和二十三年八月一日からこれを適用する

◇鳥取縣訓令甲第十七號

昭和二十二年九月鳥取縣訓令甲第四十九号林産物検査施行手續の一部を次のように改め昭和二十三年八月十三日

からこれを施行する。

昭和二十三年八月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

附表第二號様式薪の部を次のように改める。

第二號様式 検査成績書 (昭和 年度)

町 村 種 別	合計	内	
		検査料徴収した	検査料徴収しない
東 薪			
棚 薪			
合 計			
瓦斯用薪			

堅雜松杉計 堅雜松杉計 装のな の計

第二号様式

検査報告書

註在所
林産物検査吏員

月分

記載欄は第二号様式(検査成績書)に同じ

附表第五号様式薪の部を次のように改める。

第五号様式

検査簿

月分

月	日	普通薪						瓦斯用薪		受検者			
		東薪		棚薪		合計	包装したもの	包装したもの	合計	住所	氏名		
堅	雜	松	杉	計	堅							雜	松
合計													
内	検査料を徴収したもの												
	検査料を徴収しないもの												

告示

鳥取縣告示第三百七十號

鳥取縣日野郡根雨町大字板井原縣有林の一部立木を次の要領に基き一般競争入札により賣却する。

昭和二十三年八月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

一、場 所

鳥取縣日野郡根雨町大字板井原板井原縣有林第一林班い小班の一部

一、樹 種

すぎ(四十五年生)

一、面 積

六町

一、本 数

三、九二二本

一、入札場所

日野地方事務所經濟課

一、入札日時

八月十九日十四時

一、保證金

見積金額の百分の五以上

一、その他

現地視察希望者は八月十八日までに根雨町大字板井原村上熊市につき下見せ

(三)

一、場 所

日野郡根雨町大字板井原縣有林三林班い小班、四林班ちぬ小班、五林班い小班、六林班いぬを小班、七林班い小班の一部

一、樹 種

すぎ

一、面 積

見込二町二反歩

一、本 数

一六二三本

一、其の他は一の箇所に準ずる。

鳥取縣告示第三百七十一號

昭和二十二年附令内務省令第一号第八條第一項の規定により岩美郡津ノ井村農地委員會委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期

日を次の通り定む。

昭和二十三年八月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年八月十一日より
同年同月十三日まで

◇鳥取縣告示第三百七十二號

鳥取縣新炭配給統制規則施行細則第十一條の二の区域を次のように指定する。

昭和二十三年八月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年九月鳥取縣告示第四百二十六号に指定する普通薪の町村以外の市町村。

◇鳥取縣告示第三百七十三號

物價統制令第四條の規定によつて「學校用黑板」の販賣價格の統制額を次のように指定する。

昭和二十三年八月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、販賣價格統制額 生産者統制額 販賣業者統制額
(一平方尺) (一平方尺)

九五圓 一三三圓

二、布張の場合は實費を加算することができる

三、線引の場合はこの統制額の三割五分線引の上文字入をしたものは五割を加算することができる

四、この統制額は工場又は店先渡しに價格であつて包装、荷造費を含まない。

五、この統制額は鳥取縣價格査定委員會の行う査定を受け査定證紙を貼付したものの價格であつて査定を受けないもの又は査定證紙の貼付してないものの價格はこの表の統制額の七割下げとする。

◇鳥取縣告示第三百七十四號

助産婦名簿登錄事項中次のように訂正した

昭和二十三年八月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 氣高郡大和村大字玉津六八番地

前住所及び開業地 右同

現住所及び開業地 八頭郡安部村大字安井宿四六五番地

昭和二十三年八月四日住所及び開業地変更により

助産婦名簿訂正方願出たので同年同月七日訂正

和 口 ふじ江

大正七年二月十三日生

◇鳥取縣告示第三百七十五號

助産婦名簿より次の者を取消した

昭和二十三年八月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡境町松ヶ枝町八番地

開業地 同大正町五番地

昭和二十三年七月二十九日住所変更により助産婦

名簿取消方願出たので同年八月七日取消

渡 田 菊 惠

大正九年十月二十日生

◇鳥取縣告示第三百七十六號

理容師法施行規則及び理容師法施行細則の規定による申

請書及び届出書の様式を次のように定める

昭和二十三年八月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

様式第一号

三百圓 收入印 紙貼用 理容師免許證交付申請書

一、本 籍

一、住 所

一、氏名及び生年月日

一、業務種別

理容師の免許を受けたので理容師法施行規則第一條の規定によつて必要書類を添えて申請いたします

年 月 日

右 氏 名

鳥取縣知事 殿

必要書類

一、履歷書

一、理容師試験合格證及指定學校卒業證書の寫

- 一、戸籍謄本又は抄本
- 一、理容師法第七條に規定する疾病の有無を證する醫師の診断書

様式第二号

理容師本籍變更届

- 一、新本籍
- 一、新氏名
- 一、生年月日
- 一、業務種別
- 一、変更事由

右の通り変更しましたので理容師法施行規則第四條の規定によつて必要書類を添えてお届けします

年 月 日

右 氏 名

鳥取縣知事 殿

必要書類

- 一、免許證

- 一、戸籍謄本又は抄本

様式第三号

理容師住所変更届

- 一、新住所
- 一、氏名及び生年月日
- 一、業務種別
- 一、免許證番號
- 一、変更年月日

右の通り変更しましたので理容師法施行規則第四條の規定によつてお届けします

年 月 日

右 氏 名

鳥取縣知事 殿

様式第四号

理容師免許證再交付申請書

- 一、本籍
- 一、住所

- 一、氏名及び生年月日
 - 一、業務種別
 - 一、免許證番號
 - 一、免許證をき損し又は失つた事由及び年月日
- 右の通り免許證をき損(亡失)しましたので理容師法施行規則第五條の規定によつて再交付を申請いたします
- 年 月 日
- 右 氏 名

鳥取縣知事 殿

備考 き損の場合はき損した免許證を添えること

様式第五号

理容師業務地變更届

- 一、新業務場所
- 一、舊業務場所
- 一、住所
- 一、氏名及び生年月日
- 一、業務種別
- 一、免許番號

- 一、変更の事由
- 右の通り理容師の業務場所を変更したいので理容師法施行規則第八條第一項の規定によつてお届けします
- 年 月 日
- 右 氏 名

鳥取縣知事 殿

備考 他の都道府縣から本縣に業務場所を変更しようとするときは免許證の寫を添えること

様式第六号

理容師開設届

- 一、名称及び開設場所
- 一、業務種別
- 一、經營者、管理人及び主任技術者の本籍、住所、氏名、生年月日(經營者が法人の場合その名称事務所の所在地及び代表者の住所氏名)
- 一、理容所の設備の概要
- 一、従業員の名生年月日(免許のあるなしを記入のこと)

一、營業開始予定年月日
 右の通り理容所を開設したいので理容師法施行規則第八條第一項の規定によつてお届けします

年 月 日

右 氏 名 ㊦

鳥取縣知事 殿
 必要添付書類

- 一、經營者、管理人及び主任技術者の履歴書、免許證の寫 (經營者が法人の場合は定款の寫)
- 一、理容所の構造圖面及び附近の見取圖
- 一、従業員で免許があるときは免許證の寫

様式第七號

理容所届

- 一、名称及び設置場所
- 一、業務種別
- 一、經營者、管理人及び主任技術者の本籍、住所、氏名生年月日 (經營者法人の場合はその名称事務所の所在地及び代表者の氏名)

一、理容所の設備の概要
 一、従業員の氏名、生年月日 (免許のあるなしを記入のこと)

年 月 日

右 氏 名

鳥取縣知事 殿
 必要添付書類

- 一、經營者、管理人及び主任技術者の免許證の寫
- 一、理容所の構造圖面及び附近の見取圖
- 一、従業員で免許あるときは免許證の寫

様式第八號

理容所廢業届

- 一、本籍
- 一、住所

- 一、氏名及び生年月日
 - 一、業務の種別
 - 一、免許の番號
 - 一、廢業の事由
- 右の通り廢業したいので理容師法施行細則第十二條の規定によつてお届けします

年 月 日

右 氏 名 ㊦

鳥取縣知事 殿
 必要書類

- 一、免許証
- 一、理容所開設届済證

正 誤

昭和二十三年七月二十七日付第千九百二十九號発行鳥取縣公報登載鳥取縣規則第四十五號理容師法施行細則第六條第一項第六號の「用び」を「用す」に附則第一項の「本籍」を「本則」に正誤する。